

大分県立看護科学大学大学院履修規程

平成18年 4月 1日
規程第 61 号

(趣旨)

第1条 この規程は、大分県立看護科学大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第22条の規定により、授業科目の履修に関し必要な事項を定める。

(履修登録)

第2条 学生は、履修しようとする授業科目について毎学期の所定の期日までに履修登録を行わなければならない。

2 履修登録は履修届（第1号様式）を届け出ることによって行うものとする。

(履修の禁止)

第3条 次の各号に掲げる授業科目は、履修することができない。

- (1) 登録をしていない授業科目
- (2) 既に単位を修得した授業科目
- (3) 授業時間が重複する授業科目

2 前項にかかわらずその他の履修に関する規程等により認められたときは、履修することができる。

(履修登録の変更)

第4条 前条の履修登録をした授業科目は、変更し、又は取り消すことができない。ただし、特別の事由があると認められる場合においては、この限りではない。

(博士課程（前期）教育課程の修了要件)

第5条 看護学専攻博士課程（前期）教育課程の修了に必要な単位は、大分県立看護科学大学大学院学則 別表1のとおりとする。

(学修の評価)

第6条 授業科目の学修の評価は、原則として試験により行う。

2 試験は、筆記、口述、レポート等の提出及びその他の方法により授業の中で適切な時期に随時実施する。ただし、授業の出欠状況等により、受験を許可しないことがある。

(追試験)

第7条 試験に欠席した者に対する試験（以下「追試験」という。）は行わない。ただし、病気その他やむを得ない事由により試験を受けることができなかった者に対しては、願い出により追試験を行うことができる。

2 前項の願い出は、追試験許可願に病気にあつては医師の診断書、その他の場合にあつてはその事由を証明する書類を添付し、試験終了後10日以内に提出しなければならない。

3 追試験の成績評価は通常の試験に準ずる。

(再試験)

第8条 試験により不合格となった者に対する試験（以下「再試験」という。）は行わない。ただし、担当教員が特に必要と認めた場合は行うことができる。

- 2 前項ただし書きにより再試験が必要と認められた者は、再試験受験許可願（第2号様式）に担当教員の署名及び手数料を添えて再試験実施日の試験前までに事務局に提出しなければならない。
- 3 再試験を受験する者は、再試験の際には、許可書を提示しなければならない。
- 4 再試験に合格した場合の成績評価は以下のとおりとする。

成績入力（評語コード）	成績表表示	成績評価・成績証明書
C d	C d	C

(成績の評価)

第9条 大学院学則第16条に規定する成績の評価基準は次の各号のとおりとする。

- (1) Aは、80点～100点
- (2) Bは、70点～79点
- (3) Cは、60点～69点
- (4) Dは、60点未満

2 NPコースの専門科目については、各科目の単位取得の合格基準を80点以上とする。

(再履修)

第10条 授業科目の成績が不合格となった者が翌学期以降において、その授業科目につき単位を修得しようとするときは、改めて履修登録を行い、再履修しなければならない。

- 2 授業科目によっては、翌学期以降にその試験のみを受け、それに合格することによって当該授業科目の単位を与えることがある（この授業科目を「再受験科目」という。）。なお、再受験科目は第3条第1項第3号の規定にかかわらず、他の授業科目と授業時間が重複しても履修することができる。
- 3 再受験科目の取扱いをする授業科目は、学期の初めにこれを示す。

(不正行為)

第11条 試験において不正行為をした者は、当該科目を不合格とする。さらに大学院学則第42条の規定による懲戒処分を受けることがある。

(既修得単位の認定)

第12条 大学院学則第20条に規定する入学前の既修得単位の認定を受けようとする者は、既修得単位認定申請書（第3号様式）により所定の期日までに申請しなければならない。

(博士課程（前期）の進級)

第12条の2 大学院学則第27条の3に規定する進級については、第2学年に進級するための必要な単位を取得するとともに、NPコースの学生は第1学年に実施する進級試験に合格しなければならない。

- 2 進級試験は、必要に応じて追試験及び再試験を実施する。
- 3 前項の追試験及び再試験については、第7条及び第8条を準用する。

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか、授業科目の履修等に関し必要な事項は、研究科委員会の議を経て学長が定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。
ただし、第5条関係別表4は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年10月11日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。